

多度津町農業委員会議事録

平成28年12月16日午前9時26分より午前10時7分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 非農地証明願について |
| 議案第5号 | 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 青年等就農計画認定申請に対する意見の決定について |
| 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況
出席委員(24名)

議長	秋 山 義 充
職務代理者(2番)	斯 波 貞 和
職務代理者(3番)	長 目 俊 彦
4番委員	谷 口 正 則
5番委員	亀 山 家 均
6番委員	堀 西 和 徹
7番委員	大 村 井 登 芳
8番委員	山 地 正 夫
9番委員	松 岡 安 男
10番委員	香 川 泰 篤
11番委員	大 谷 敏 則
12番委員	土 田 敏 雄
13番委員	三 野 敏 彦
14番委員	山 地 孝 雄
15番委員	塚 本 繁 造
16番委員	横 關 幹 夫
17番委員	矢 野 和 幸
18番委員	大 島 弘 弘
19番委員	中 津 德 久
20番委員	山 崎 義 行
21番委員	松 浦 俊 正
22番委員	藪 昌 子
23番委員	塩 入 達 彦

欠席委員(1名)

25番委員	篠 原 壽 雄
-------	---------

農業委員会事務局職員

事務局長 谷口 賢司

農地係 橋本 知子

欠席

農地係長 吉田 清司

事務局長 それでは、定刻よりも少し早いですが、ただいまより平成28年12月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

会長 それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
おはようございます。

早いもんで、寒さとともに12月ということで、今年もあとわずかという時期になってまいりまして、年末皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

昨日、農振除外の、事務局より話がございました。ちょっと思い出して、資料が9月か10月ごろに県のほうからあったわけですが、結局太陽光については判断基準が一部改正ということで、事務局とすり合わせながら対応等。特に共同住宅とか太陽光ということが主なんですけど、事業者、土地所有者ということで、業者関係、司法書士、行政書士等は県のほうから指導を受けると思いますが、委員の皆さんとか相談があったときには事務局としっかりすり合わせてということで、一部改正というのがあるようでございます。そういうところも、またご指導いただきたいなと思っております。

ということでございまして、午後にも6時半ですか、農地農政懇談会ということで予定しております。よろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは、早速でございますが、開会いたしたいと思っております。
ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は、篠原委員さんが欠席というご連絡をいただいております。

次に、本議会の成立でございますが、出席委員は25名中24名でございます。そのため、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

それに先立ちまして、済いません、事務局のほうから1つご報告させていただきます。本日、吉田が欠席しております。

議長 はい。それでは、早速でございますが、始めたいと思っております。

まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。22番の松浦委員さん、23番の藪委員さん、よろしく願いいたします。

それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の代表者の方、ひと

つご報告お願いいたします。

5 番委員

小委員会の報告をさせていただきます。

先日、小委員会、秋山会長、斯波副会長、長目副会長、谷口委員、堀家委員、私と、それと事務局のほうから谷口局長、橋本さん、8名で小委員会を開催しました。座って言います。

一応本日の議案第1号から議案第7号ありますが、その1号から7号を協議いたしました。

また、議案第2号から、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第2号につきましては農地法3条関係、議案第3号につきましては農地法5条関係、議案第4号につきましては非農地証明願、この承認申請につきまして現地を見に行きました。特段の大きな問題はないというふう
に小委員会のほうでは判断いたしました。事務局のほうから詳しい説明があると思いますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思
います。

これで小委員会の報告にかえさせていただきます。

議長

ありがとうございます。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借
解約通知についてを議題といたします。

お願いいたします。

事務局

議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から4番 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、解約理由につきましては、番号1番は次の議案
第2号1番にありますように、小作人が農地を取得予定です。2番につ
きましては、借受人の体調が思わしくないため解約し、●●●●が借り
受けする予定です。3番、4番につきましては、今月の農振除外の申請
をいただいております、順調にいけば2月に転用の申請予定となっております。

以上です。

議長

報告案件ということでございますが、慣例によりまして1番の合意解
約、戦前からの小作ということで、地元委員さんの。

19番委員

これは、借受人のお父さんが二、三年前に亡くなって、解除するた
めに貸付人のところに戻したんですけど、借受人のほうも田んぼをしよ
らんの、作ってくれんかという話になって、3条で売却になったように
聞いております。別に何も問題はなかったと思います。

議長

ありがとうございます。

第1号議案は報告案件ということでございます。よろしく願いをいたしたいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

お願いいたします。

事務局

議案書の2ページをごらんください。

【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】

周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く、問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局より説明ございましたが、皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案書の3ページをごらんください。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

まず、農地の区分と目的につきましては、用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由としては、分家住宅となっているため適当であると判断しております。

次に、その他の基準についてですが、工事着工は平成29年2月10日、工事完了が平成30年1月31日の予定となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成、建築費等で合計2,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平方以下のため、開発許可の協議には該当しませ

ん。また、今回の転用は周辺が既に宅地化されていることから、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられているため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。譲渡人と譲受人の関係は義理の親子、譲受人の奥様のお父様ということで、義理の親子の関係となっております。

以上です。

4 番委員
事務局

これは、住所が一緒ということは一緒に住んどるということ。

そうですね、今は一緒に住んでいます。家の前に新築されるということです。

4 番委員
議長

住所が、番地が一緒やけね。

皆さんのほうから何かございましたら。

道隆寺、北鴨、道隆寺かな。

2 4 番委員
議長

ちょっとこれ篠原さんとこやけん。

道隆寺とは違うわ、道隆寺の向こうのお寺の横。まあええとこや。

6 番委員
議長

道隆寺の本坊の西やけん。

ええとこじゃわな、住宅としては。

それと、事務局の説明があったように、用途地域がということで。

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第 3 号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第 3 号を承認といたします。

議案第 4 号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局

議案書の 4 ページをごらんください。

【議案第 4 号 1 番 2 番 議案書を基に朗読】

以上です。

議長

非農地証明願ということでございます。

皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第 4 号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてを議題いたします。

事務局長 議案第5号をごらんください。農業経営改善計画認定申請に対する意見の決定についてでございます。

【議案第5号1番について 議案書を基に朗読】

以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ということで、5年間の計画、5年過ぎての再修正ということですか。いかがでしょうか。

17番委員 ちょっとよろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

17番委員 正直言って、現状と目標のところで、ブロッコリーの面積が50アール、将来の目標で50アール、ここの数字は間違っていないでしょうか。

事務局長 ここに出す前に、普及センターのほうといろいろ話をしました。50アールで、もともとの現状3,000キロっていうのがかなり少ない見込みであったということで、これを6,500のほうに上げたということでございます。

17番委員 項目のほうでは規模拡大と書いてありますよね。

事務局長 はい。

17番委員 数量は別として、結局規模拡大とするんだったら50アールよりもやっぱり多い数字を示すべきじゃないでしょうか。それが1つと、もう一点。

作業受託、450a、わかりますか。農業規模拡大に関する目標っていうところで、一番下の受託作業ってある項目がありますよね、作業受託。受託作業。

事務局長 ああ、はい。

17番委員 450a現状、将来450a、これは機械植えなんでしょうか、手植え対応なんでしょうか。

事務局長 ブロッコリーの作付。

17番委員 植えつけだけ受託をするん。

事務局長 そうです。ここは、申請者のところは、実は僕の家もお願いしとって、機械でぼこぼこ植えてもらおうと、あの作業です。

申請者のこの規模拡大に関しては、先ほどご説明したとおり、メインの作目っていうのがアスパラとニンニクということでございます。そこをちょっと捉まえてこの表はつくっておるということは聞いておりま

す。

17番委員　ほんなら当然、生産方式合理化っていう作物部門のブロッコリーのところ見たら同じこと書いてあるよね。こういう書式でつくる場合は、やっぱりあらかじめ目標っていうのを多少なりとも増やすべきだと思うんですけどね。じゃから相互性の問題ですかね。そこらもう1回普及所と。

事務局長　はい、わかりました。意見として言うておきます。

21番委員　まあまあこれはどっちかというたら正直にこれは出したんやろうからな。現実にはアスパラとニンニクをふやしてしようだけなのに、ブロッコリーは現状維持。じゃけえ、今横關さんが言われたとおり、やる以上はやっぱりちょっとふやしたほうが、妥当かと思うけど、本人がこれは現実的のところ、この間ちょっと普及所と話して、したらしいんです。その話もちょうと聞いております。

20番委員　ニンニクは増やしとるでしょう。

21番委員　はい、増やしております。

20番委員　ほんなら、規模拡大とちゃうんかい。

21番委員　いや、そうや。そういうことで、アスパラと主体の方したばっかりに、ブロッコリーは現状維持でこの間話したんやという話を聞きました。

議長　のりちゃん言うところもあるわな。

まあ県のほうも、できるだけこういう人が、担い手がふえたほうが好ましいという依頼やったんで、県のほうも喜んでるで、余り厳しいことを言うよりは、ともにやっていくという感じかなとは受けとめとるんです。それに面積的に中津さん言うように、ニンニクだけでもふえとったら規模拡大じゃないかという……。

21番委員　アスパラもまた近いうちにふやす計画ではおる。

議長　ほかにございませんか。

(なし　の声あり)

ということで、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし　の声あり)

異議なしということで、議案第5号を承認といたします。

続きまして、議案第6号　青年等就農計画認定申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局長　続きまして、議案第6号をごらんください。

青年等就農計画認定申請に対する意見の決定についてでございます。

【議案第6号1番について　議案書を基に朗読】

以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長　皆さんのほうから何かございましたらお願ひします。

- 中津さん、西白方もこういう人が出てくれたら助かるな。
- 20番委員 西白方のあたりでは、その用地を確保するのになかなか難しかった、いろいろ役やなんかお願いして探しとったところ、そっちのほうでスタートしてくれると聞いております。
- 議長 また白方でもな、やってもらおうということで。結構なことや。また、堀江のほうでもあったら。
- 24番委員 まだ貸したという人もおるし。
- 議長 塩入さん、世話してやってな。
- 24番委員 しょうはしょうと思うとんじゃけど、これは3年にしとんですけど、農地の関係は、水田には割と向くんだけど、ちょっと雨は後なかなか乾燥せんとか、その辺があるから、これはちょっとどうなるかという心配なところはあるんやけど、とりあえず頑張っていたきたいなと思うとんですけど。
- 議長 よろしくお願ひします。
- 議長 ほかにございせんか。
- (なし の声あり)
- ほかに特段ご意見ないようございしたら、議案第6号を承認することにご異議ございせんか。
- (異議なし の声あり)
- 異議なしということで、議案第6号を承認いたします。
- 続きまして、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見の決定についてを議題いたします。
- 事務局長 続きまして、議案第7号をごらんください。
- 農業経営基盤強化促進法第6条第1項に基づく多度津町農業経営基盤強化促進基本構想の変更に対する意見の決定についての審議についてご説明いたします。
- お手元の基本構想及び新旧対照表をごらんください。これは2冊ございます。構想と新旧対照表でございます。
- 今回の変更は、香川県農業農村基本計画の策定と農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、香川県農業経営基盤強化促進基本方針が変更されたことに伴うものでございます。
- 今回の改正は、主に2点でございます。
- 【議案第7号1番について 議案書を基に朗読】**
- 修正点は以上でございます。
- 農業委員会の意見を求められておりますので、ご審議のほどよろしく

お願いいたします。

議長

横關さん、いかがですか、専門家。

17番委員

きょうも実はJA香川県とトップ会談の昼から会議に出るんですが、いつもこれは地域の目標ということで言われるんですけど、どの地域も事業構想について、それに追尾してJA香川県もこういうタイミングにしてしとるわけなんです。ただ、多度津町にとってもそうなんですけど、非常に目標が今の現状とかけ離れてるっていう目標、数値的なものと、それと内容的に今の現状を把握して次に将来的に展望を抱くっていう数字がはっきり言って出てないというのがやっぱりどこの市町村見てもあるわけなんです。だから、経営个体、経営の目標、指標っていうのもずっと画面に出てますけど、この目標でやっていって果たしてそれだけの収益が上がるかどうかということが、非常に今現場とこの構想を練っているJA香川県なり、県なりとの誤差が、我々農業者から見て誤差が。先ほどもそうなんですけど、皆さん経営計画出されているんですけど、国とか県とかは、やっぱり1人2,000時間、150日というふうに、収益上げようとするとならばそれ以上にふえてくると。そう、うまく一般農業ラインの所得に追いつこうとすると、やっぱり2,500ぐらい働かないと上がらないんじゃない。いうことは、自分の経営が成り立っていかないということで、非常に、県もそうなんですけど、市町村のほうもそうなんですけど、数字が非常に甘いというのがやっぱりこの間からずっと県に向かって言ってるんですけど、やっぱり我々農協にしたって今回言われています。やっぱり野菜出荷を中心とした年間売り上げ1,000万円以上、これを700経営体以上にする。多度津でも該当者がおりますけど、1,000万円以上売り上げ上がらないと生活できないっていうのは実際なんです。だから、そこらをどう取り組んでいくかというのをこの基本構想の中にとり入れてもらって、せっかく若い方も就農してくれてるし、Iターン、Jターンというのを頑張っている方多いので、そこらをやっぱり我々は農業委員会として支援していく必要があるのかなと思います。

以上です。

議長

ありがとう。

21番委員

山崎さん、いかがですか。

議長

いやいや、横關さんが言われるとおりにやと思いますよ。

21番委員

そうやな。

議長

うん。まあ県のほうの人は甘いところも現実にあります。

この基本構想のほうで特に、ちょっと教えて、横關さんなり山崎さん、

みんな教えてほしいんじゃないけど、3ページの下の方にあるおおむね400万円程度というのは、これは前には具体的に450万円とかと謳ったんが、最近はこうようになってんかな。おおむねというたら8掛けでええんかな。

17番委員 香川県の場合は、どうしてもおおむねの、何かにつけ言うんですけど、おおむねねのおおむね。

議長 そうやな、おおむねのおおむね。

17番委員 8掛けの8掛け、はっきりと言って。

議長 おおむねのおおむねでいいんかな。

17番委員 はい、おおむねのおおむねでいいんじゃないですか。

議長 前ないは具体的に謳ったと思うんやけど。

そうやな。

ほかにございせんか。

(なし の声あり)

そういうことで、皆さんのほうからご意見ないようでございましたら、議案第7号を承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第7号を承認といたします。

続きまして、報告案件ということで、事務局お願いいたします。

事務局 それでは、事務局よりご報告いたします案件が2件ございます。

1点目は、12月提出分の農振除外の申し出について。

2点目は、農地農政検討会についてでございます。

事務局 **【その他2点について事務局より説明】**

事務局 それでは、最後に来月の予定についてお知らせいたします。

1月の小委員会は、19日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。担当委員さんは、7番の大西委員さん、8番の村井委員さん、9番の山地委員さんをお願いいたします。

定例会は、翌20日金曜日の午前9時30分からこの第1会議室で行います。

署名委員さんは、24番の塩入委員さん、25番の篠原委員さん、4番の谷口委員さんのうち2名の方をお願いいたします。よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 以上で議案のほうは終了ということでございますが、皆さんのほうから何かございましたら。全体を通して。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、これで閉会し、いつものようにまた、勉強会。
それでは、定例会をこれで閉会いたしたいと思います。どうも長時間
ありがとうございました。